

平成 26 年玉村町議会第 1 回臨時会会議録第 1 号

平成 26 年 5 月 1 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

平成 26 年 5 月 1 日（木曜日）午後 3 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 25 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 25 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 25 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 25 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）
- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 9 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 10 承認第 8 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町保育所設置条例の一部改正について）
- 日程第 11 議案第 27 号 平成 26 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 28 号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 秀夫君	2番	渡 邊 俊彦君
3番	石 内 國雄君	4番	笠 原 則孝君
5番	齊 藤 嘉和君	6番	備前島 久仁子君
7番	筑 井 あけみ君	8番	島 田 榮一君
9番	町 田 宗宏君	10番	三 友 美恵子君
11番	高 橋 茂樹君	12番	浅 見 武志君
13番	石 川 眞男君	14番	宇津木 治宣君
15番	川 端 宏和君	16番	柳 沢 浩一君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫 井 孝道君	副 町 長	重 田 正典君
教 育 長	新 井 道憲君	総 務 課 長	高 井 弘仁君
税 務 課 長	月 田 昌秀君	健康福祉課長	小 林 訓君
子ども育成課長	齋 藤 修一君	住 民 課 長	山 口 隆之君
上下水道課長	木 暮 秀博君	学 校 教 育 課 長	小 板 橋 保君

事務局職員出席者

議会事務局長	石 関 清 貴	庶務係兼 議事調査係長	松 田 純 一
主 査	関 根 聡 子		

○開会・開議

午後 3 時開会・開議

議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年玉村町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（柳沢浩一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第 127 条の規定により、9 番町田宗宏議員、10 番三友美恵子議員の両名を指名いたします。

○日程第 2 会期の決定

議長（柳沢浩一君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る 4 月 28 日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三友美恵子君登壇〕

議会運営委員長（三友美恵子君） 報告いたします。平成 26 年玉村町議会第 1 回臨時会議会運営委員長報告を行います。

平成 26 年玉村町議会第 1 回臨時会が開催されるに当たり、去る 4 月 28 日午後 1 時半より役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、承認が 8 件、議案が 2 件、合わせて 10 議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

平成 26 年玉村町議会第 1 回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日 1 日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

-
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 25 年度玉村町一般会計補正予算(第 6 号))
 - 日程第 4 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 25 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号))
 - 日程第 5 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 25 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号))
 - 日程第 6 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 25 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号))

議長(柳沢浩一君) 日程第 3、承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成 25 年度玉村町一般会計補正予算(第 6 号))から日程第 6、承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成 25 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号))までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号から承認第 4 号までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 提案理由の説明を申し上げます。

承認第 1 号 平成 25 年度玉村町一般会計補正予算(第 6 号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分したもので、同条第 3 項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 100 億 1,844 万 5,000 円と定めるもので、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金及び特別交付税の増収に伴う財政調整基金繰入金の減額のほか、寄附金についてはキーテクノロジー株式会社から福祉のために 200 万円をいただいたものでございます。

承認第 2 号 平成 25 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)における専決処分を報

告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により本会議において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,522万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,405万5,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入として、国庫支出金等を4,660万1,000円、療養給付費等交付金を115万円、県支出金を1,561万7,000円、諸収入として第三者納付金を185万2,000円増額するものでございます。歳出としては、一般被保険者療養給付費を6,522万円増額するものでございます。

承認第3号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により本会議において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に395万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,942万9,000円とさせていただくものでございます。

後期高齢者医療保険料は、年度末日までに収納したものを、その年度内に負担金として群馬県後期高齢者医療広域連合へ納めることとなっております。平成25年度は、収納額が予算額を上回りましたので、歳入を増額し、同時に広域連合へ納付する負担金に不足が生じたので、歳出も増額したものでございます。

承認第4号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第5号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分をさせていただいたものを、同条第3項の規程により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,480万円を減額し、その総額を13億6,461万4,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、事業確定による建設費の減額並びに財源となる下水道事業債及び県補助金の減額などがございます。

金額についてですが、歳入では下水道事業債を4,380万円、県補助金を100万円減額し、歳出では公共下水道維持管理費を90万円、特定環境保全公共下水道維持管理費を90万円、公共下水道建設費を1,656万3,000円、特定環境保全公共下水道建設費を2,643万7,000円、それぞれ減額するものでございます。

最後に、繰越明許費の補正についてですが、特定環境保全公共下水道維持管理費の一般経費で予算

計上した「南玉幹線マンホール更生工事」が、大雪の影響で資材の納入が遅延し、年度内の完成ができなかったため、新たな繰り越し事業として追加させていただきました。なお、繰越金額は266万8,000円でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○発言の訂正

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 先ほど私の承認の報告の中で、「本定例会」というふうに言ったのですが、これを「本臨時会」に訂正いたしますので、よろしくお願いたします。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

日程第3、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成25年度玉村町一般会計補正予算（第6号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成25年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第5号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○日程第 7 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町税条例の一部改正について）

○日程第 8 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第 9 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 7、承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）から日程第 9、承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 5 号から承認第 7 号までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日付法律第 4 号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、町民税に関しては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正に伴う適用期間の延長についてと、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正に伴う適用期間の延長でございます。

また、特例民法法人から一般社団法人・財団法人に移行した法人に係る経過措置の一部廃止に伴う改正でございます。

次に、固定資産税に関する改正の概要ですが、固定資産税の非課税の範囲を定めた法第348条について、同条第2項に新たな号が追加されたことに伴い、号ずれの整備を行ったことと、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額を定めた法附則第15条の10が新設されたことに伴う、同措置の適用を受ける場合の手續規定の整備になります。

承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日付法律第4号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要は、地方税法附則第15条の課税標準の特例の見直しに伴う項ずれの整備となっております。

承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日付法律第4号で公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分させていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額を14万円から16万円に、介護納付金課税額を12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げるものでございます。

また、減額措置に係る軽減判定において、5割減額については世帯主を含め、2割軽減では被保険者及び特定同一世帯所属者1名につき乗ずる金額を35万円から45万円に引き上げ、減額対象を広げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

日程第7、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○日程第10 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町保育所設置条例の一部改正について）

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第10、承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町保育所設置条例の一部改正について）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、町立第2保育所から第5保育所の定員設定を見直すことに伴い、玉村町保育所設置条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、平成15年ごろまでの人口増加に対応した、遊戯室も保育室とする定員設定を改めるものです。第2保育所が定員210人から定員140人に、第3保育所が160人から110人に、第4保育所が200人から180人に、第5保育所が150人から110人に変更となります。いずれも現状の受け入れ可能人数に合った数字となっております。

なお、定員の変更は、県と協議の上、届け出るものですが、3月19日に受理をされており、4月1日から適用となっております。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 1点だけお聞きをしたいと思うのですけれども。児童数が少なくなるということで、これに関連して、職員の体制といいますか、臨時の保育士さんが減員になったとか、4月1日にもうスタートしていることですのでけれども、今までの推移と比べてどんな状況になったか、そこら辺をお聞きします。

議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

子ども育成課長（齋藤修一君） 子ども育成課長の齋藤です。

職員の体制につきましては、子供の数で職員の数を設定しておりますので、特に定員数が変更になったからということで職員を減らしたということはありません。今後、また子供の数がふえたりすれば、職員をふやすなり、そういうような対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（柳沢浩一君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 変わっていないという話なのですけれども、低年齢のゼロ歳、1歳、2歳なんという未満児の方は、児童に対して保育士の数が多いのは必然的にわかるのですけれども、年齢の高い4、5、6ぐらいの子供さんが、これは5人少なくなったからといって1人先生がいなくなったと、そういうことはないことはわかるのですけれども、第2保育所なんか70人、これは去年もうんと少なかったのだよと言えばそれまでですけれども、だから去年と変わらないということは、前年と比べても子供の推移というのはそう、保育士の数の移動にかかわるほど変動はなかったと、そのように理解していいですか。

議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

子ども育成課長（齋藤修一君） 子供の変動については、手元に数値がわかるものをきょうは用意してございましたので、はっきり申し上げられませんが、未満児とか少人数で見なければいけないような園児については、その都度、臨時職員等を採用したりして対応しておるような現状です。

以上です。

5番（齊藤嘉和君） いいです。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 最近、玉村町に私立の保育所が2カ所できました。それと、この定員の変更とは関係があるのですか、ないのですか。

議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

子ども育成課長（齋藤修一君） 現状では特にないというふうに考えておりますが、今後、私立の保育園等がふえていけば、公立の保育所のほうは徐々に縮小していくような形になるかというふうに私は考えております。

議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） この数字は、それでは新しくできた私立の保育所とは関係ないと、こういうことでよろしゅうございますか。

議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

子ども育成課長（齋藤修一君） 現在の公立の保育所の人数に合わせるような形での定員の改正ですので、現状では影響はないというふうに考えております。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○日程第11 議案第27号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第2号）

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第11、議案第27号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第27号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,056万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億7,663万円とさせていただくものでございます。

補正内容につきましては、第4保育所建設事業の設計単価の見直しに伴う不足経費として1,994万8,000円、社会体育館事務室のエアコンが故障したことに伴う入れかえ経費として61万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（柳沢浩一君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第28号 財産の取得について

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第12、議案第28号 財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第28号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、学校給食センターのシステム食器類洗浄機2台、食缶前処理装置つき洗浄機1台の更新を行うため、4月23日に指名競争入札を執行した結果、7,236万円で高崎市和田多中町13番地

1号、株式会社中西製作所群馬営業所から購入するものでございます。

現在の学校給食センターの食器類洗浄機は、平成9年3月に購入し、約17年間使用してきましたが、近年は老朽化を原因とする故障や高額な修繕が目立つため、今回更新を行うものでございます。

購入するシステム食器類洗浄機は、食器をかごと浸漬槽へ投入し、自動で浸漬運搬を行います。浸漬された食器は、洗浄コンベヤーへ自動供給され、洗浄機本体で荒洗いをし、本洗浄、仕上げを行い、最後にエアブローで水滴を吹き飛ばします。洗浄された食器は、任意にセットした枚数ごとに整理される方式です。また、食缶前処理装置つき洗浄機は、下洗い、ブラシ洗浄、本洗浄が一連で行える一体方式となっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） この指名競争入札の基準といいますが、どんなような基準で、そして何社ぐらい応札して、その結果は、値段だけではなくていろんな要素が含まれていると思うのですが、その辺をお尋ねしたい。

議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

学校教育課長（小坂橋 保君） ご質問にお答えいたします。

実際の入札関係の執行については会計のほうで行っておりますので、そちらから資料をいただいた形でお答えするという形になると思います。

指名競争業者につきましては、今回の落札業者を含めまして全部で7業者でございます。

基準につきましては、事前に町のほうに登録してある台帳の中から選んでございます。また、当然県内に本店を有し支店を有するという形になっております。それから、実績も重視しておりますので、その辺を選んで7業者に決定したものでございます。そのように伺っております。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） 7業者で決まったと。それで、結果として7,236万円という中のこの金額だけの採用だったのかどうか。また、別の要素も含まれての結果になっているのだと思うけれども、その辺の具体的なところをお願いしたい。

議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

学校教育課長（小坂橋 保君） お答えいたします。

こちらも聞いているという形になってお答えになりますけれども、結局金額が7業者の中で一番低かった業者ということです。

それから、いろいろ様式ということなのですけれども、当然仕様書を出しておりますので、その仕様書に基づいて機材等を入れておりますので、物については同じような形という形で考えております。

ですから、金額が一番低かったという形でこの業者に決定したと、そういう形でございます。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○字句等整理委任について

議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○閉 会

議長（柳沢浩一君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成26年玉村町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時38分閉会